

○ 判定区分Ⅳの施設は、緊急措置（通行止め）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
浜松市	みのわ橋1	和合100号線	1986	床版腐食 ※木製床版
浜松市	下道橋	湖東55号線	1974	床版腐食 ※木製床版
掛川市	無名橋403	大淵317号線	不明	主桁の剥離・鉄筋露出
御前崎市	宇洞橋	1753号線	1965	橋脚の傾斜（洗掘）

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
		該当無し		

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
		該当無し		

※判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態